

フォークリフト災害撲滅に向けた緊急要請

～滋賀労働局からのお願い～

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきており、特に死亡者数は、昨年は9人と2016年の15人より大幅に減少したところですが、2018年は12月10日現在、すでに昨年を上回る11の方が労働災害で亡くなられ、休業4日以上死傷者数も11月末現在、昨年同期と比較して、52人、4.8%増加しております。

特に11月と12月には、以下のフォークリフト作業における死亡災害が続けて発生しております。

- ① フォークリフトで荷を運搬中、荷が倒れ、フォークリフトの誘導者を行っていた労働者に当たり、荷の下敷きになったもの。
- ② フォークリフトで走行中、何らかの原因でフォークリフトが横転し、周囲で待機していた労働者が、フォークリフトの下敷きになったもの。(災害発生状況の詳細は、現在確認中です。)

つきましては、事業者の皆様には、下記の事項を点検していただき、フォークリフト作業における一層の安全確保に努めていただきますよう要請いたします。

記

(1) 作業を行う前の管理面の対策

① 作業計画の作成及び周知

当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に応じた作業計画を定め、その計画により作業を行わせること。

② 作業指揮者の選任

フォークリフトを用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、作業計画に基づき荷役作業の指揮を行わせること。なお、作業指揮者には、厚生労働省の定めるところにより「車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育」を実施すること。

③ 就業制限等

最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転は、技能講習を修了した者等有資格者に行わせること。(1トン未満であっても、事業者は運転

者に特別教育を実施しなければならない。)

④ 点検・定期自主検査の実施

作業開始前点検、定期点検（月次）、特定自主検査（年次）を実施すること。

(2) 実際の作業を行う上で不安全状態及び不安全行動を防止する対策

① 接触の防止

フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立入禁止を徹底するため、運行経路と歩道の分離、立入禁止区域の設定、標識の設置などの措置を講じること。

② 用途外使用の禁止

フォークリフトを荷のつり上げ、労働者の昇降等、主たる用途以外の用途に使用しないこと。

③ 作業者の服装等

フォークリフトの運転の際には、作業衣の袖等がレバーに引っかかり不意の動作による災害の発生を防止するため、袖口の締まった服を着用するとともに、運転席から身を乗り出す等の行動をしないこと。

平成 31 年 1 月

滋賀労働局長 石坂弘秋

